

お客さま各位

杜の都信用金庫

## 休眠預金等のお取扱いに係る異動事由の追加および共通規定の改定について

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」にもとづきお知らせしている「休眠預金等のお取扱いについて」の異動事由の追加および「休眠預金等活用法共通規定」を改定させていただきます。

### <休眠預金等のお取扱いについて>

#### 1. 異動事由の追加

異動事由に該当する取引として、以下を追加します。

- ・ 総合口座に組入されているマル優預金に異動に相当する事由が生じた場合は、同一通帳内の他の預金も異動が生じたものとする。(令和4年4月1日以降のものに限る)

#### 2. 当金庫の異動事由

今回の変更を含めた異動事由は以下のとおりとなります。

- ・ [休眠預金等のお取扱いについて](#)

### <休眠預金等活用法共通規定>

#### 1. 改定内容

第2条(休眠預金等活用法に係る異動事由)第2項第4号に以下のとおり追加します。

- ・ ④ 第2項第3号において、定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金には、休眠預金等活用法における移管対象外預金も含むものとします。

#### 2. 改定後の休眠預金等活用法共通規定

- ・ [休眠預金等活用法共通規定](#)

## 休眠預金等のお取扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年1月1日施行の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預りしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまのお申出により払戻しさせていただきます。

### <休眠預金等の定義>

#### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等とは、休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

#### 2. 最終異動日等とは

最終異動日等とは、休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する以下の日のうち最も遅い日をいいます。

- ・当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ・当該預金等に係る債権の行使が期待される日
- ・当該預金等に係る預金者等への通知を発送した日
- ・当該預金等について預金等に該当することとなった日

#### 3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由を行います。

##### (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

##### (2) 当金庫が行政庁から認可を受けた異動事由

休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた預金種類ごとの異動事由は次頁のお取引が該当します。

〔異動にあたるお取引一覧〕

預金種類	通帳			証書		ご契約内容の変更など						
	発行 再発行	記帳 ※1	繰越	発行 再発行	記帳 ※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9
当座預金	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
普通預金	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○
貯蓄預金	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
納税準備預金	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通知預金	—	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
期日指定定期預金	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
自由金利型定期預金（大口定期預金）	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
変動金利定期預金	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
自動継続期日指定定期預金	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○
自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○
自動継続変動金利定期預金	○	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○
積立定期預金（確定日型）	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立定期預金（エンドレス型）	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定期積金	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	○	—

- ※1 記帳する取引がない場合を除く  
（普通預金・貯蓄預金・納税準備預金は、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合に限り除く）
- ※2 記帳する取引がない場合を除く
- ※3 キャッシュカードの再発行
- ※4 カードローンの契約終了
- ※5 定期性総合口座の組入・解除（平成31年3月1日以降のものに限る）
- ※6 解約予定日の設定・変更
- ※7 方式変更（通帳から証書式または通帳式、証書から通帳式への変更）
- ※8 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等については、当該商品に係る他の預金等について、異動にあたる取引の事由の全部又は一部が生じたこと
- ※9 総合口座に組入されているマル優預金に異動に相当する事由が生じた場合は、同一通帳内の他の預金も異動が生じたものとする（令和4年4月1日以降のものに限る）

## 休眠預金等活用法共通規定

### 1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する法定の異動事由
- (2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、行政庁から認可を受けた異動事由

### 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
  - (a) 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
  - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等
- ④ 第2項第3号において、定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金には、休眠預金

等活用法における移管対象外預金も含むものとします。

### 3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
  - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

### 4. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) この規定の変更は、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日等を周知することにより変更できるものとします。
- (3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和4.4.1改定)